

## 議案第 6 号

### 瑞穂町国民健康保険基金条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 30 年 3 月 1 日

提出者 瑞穂町長 杉 浦 裕 之

(提案理由)

国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）の改正に伴い、条例を改正する必要があるので、本案を提出する。

### 瑞穂町国民健康保険基金条例の一部を改正する条例

瑞穂町国民健康保険基金条例（昭和 49 年条例第 41 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「保険給付」を「納付金」に改める。

第 4 条の見出し中「運用益金」を「運用収益」に改める。

第 5 条中「繰り戻し」を「繰戻し」に改める。

第 6 条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第 1 号中「保険給付」を「納付金又は保険給付」に、「うめる」を「埋める」に改め、同条第 2 号中「うめる」を「埋める」に改める。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

瑞穂町国民健康保険基金条例 新旧対照表

新	旧
<p>(設置)</p> <p>第1条 <u>納付金</u>その他財源の不足を生じたときの財源を積み立てるため、瑞穂町国民健康保険基金(以下「基金」という。)を設置する。</p> <p>第2条及び第3条 略</p> <p>(<u>運用収益</u>の処理)</p> <p>第4条 略</p> <p>(繰替運用)</p> <p>第5条 町長は、財政上必要があると認めるときは、<u>確実な繰戻し</u>の方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。</p> <p>(処分)</p> <p>第6条 次の各号の<u>いずれかに</u>該当する場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができる。</p> <p>(1)<u>納付金又は保険給付</u>の費用に不足を生じた場合において当該不足額を<u>埋める</u>ための財源に充てるとき。</p> <p>(2)経済事情の変動等により財源が著しく不足する場合において当該不足額を<u>埋める</u>ための財源に充てるとき。</p> <p>第7条 略</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、平成30年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 <u>保険給付</u>その他財源の不足を生じたときの財源を積み立てるため、瑞穂町国民健康保険基金(以下「基金」という。)を設置する。</p> <p>第2条及び第3条 略</p> <p>(<u>運用益金</u>の処理)</p> <p>第4条 略</p> <p>(繰替運用)</p> <p>第5条 町長は、財政上必要があると認めるときは、<u>確実な繰り戻し</u>の方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。</p> <p>(処分)</p> <p>第6条 次の各号の<u>一に</u>該当する場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができる。</p> <p>(1)<u>保険給付</u>の費用に不足を生じた場合において当該不足額を<u>うめる</u>ための財源に充てるとき。</p> <p>(2)経済事情の変動等により財源が著しく不足する場合において当該不足額を<u>うめる</u>ための財源に充てるとき。</p> <p>第7条 略</p>